

重 要

※ 返還が完了するまで大切に保管してください。

返 還 の て び き

[令和8年度版]

納入期限までに必ず返還しましょう。

奨学生番号	
氏 名	

公益財団法人 鹿児島県育英財団

も く じ

○ 返還を始める皆さんへ	1
○ 奨学生として採用された者の流れ	2～3
○ I 奨学金の返還について	4～5
1 奨学金返還の方法	4
2 月賦返還（口座振替）額	4
3 利用できる金融機関及び手数料	4
4 返還残額通知	5
5 返還完了通知	5
6 返還金納入の督促等	5
(1) 延滞利息	5
(2) 返還の督促・催告（文書・電話・訪問）	5
(3) 滞納者への法的措置 （裁判所への支払督促申立、強制執行の申立）	5
○ II 返還期限猶予について	6
○ III 返還免除について	7
○ IV その他の諸届について	7
1 転居・改氏名・転籍・勤務先変更届について	7
2 連帯保証人変更届について	7
3 その他	7
○ 【各種様式】	8～14
転居・改氏名・転籍・勤務先変更届	8
連帯保証人変更届	9
奨学金返還期限猶予申請書	10
申立書	11
調査書	12
連帯保証人変更届（記入例）	13
調査書（記入例）	14
○ 公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程	15～25
○ 公益財団法人鹿児島県育英財団大学等入学時奨学金貸与規程	26～30

- ◆ 奨学金は給付ではなく、**貸 与**です。
- ◆ 貸与終了後は、必ず**返 還**しなければなりません。
- ◆ 返還金は、後輩達の奨学金となる**大切な資金**です。

返還を始める皆さんへ

奨学金の返還は、原則として**口座振替による月賦払**となります。

第一連帯保証人や第二連帯保証人と返還計画について話し合い、**責任をもって確実に返還**してください。

口座振替ができる金融機関は？

口座振替を利用できる金融機関及び契約手数料・振替手数料は次のとおりです。

取扱金融機関	契約手数料	振替手数料
鹿児島銀行	無 料	3 3 円
南日本銀行	無 料	1 1 円
ゆうちょ銀行	無 料	3 3 円

※ 金融機関の改定により手数料が変更になる可能性があります。

口座振替手続

「鹿児島県育英財団奨学金返還金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により、上記口座のうち、希望する金融機関の本・支店の窓口で手続をします。
口座振替日は、次のとおりです。

奨学金種類	第1回振替日	第2回振替日
高等学校奨学金	貸与終了後7か月目の25日 (例：3月卒業者は10月25日)	毎月25日
大学等入学時奨学金	大学等入学後7か月目の25日 (例：4月入学者は10月25日)	

※ 土日祝日の場合は、翌営業日

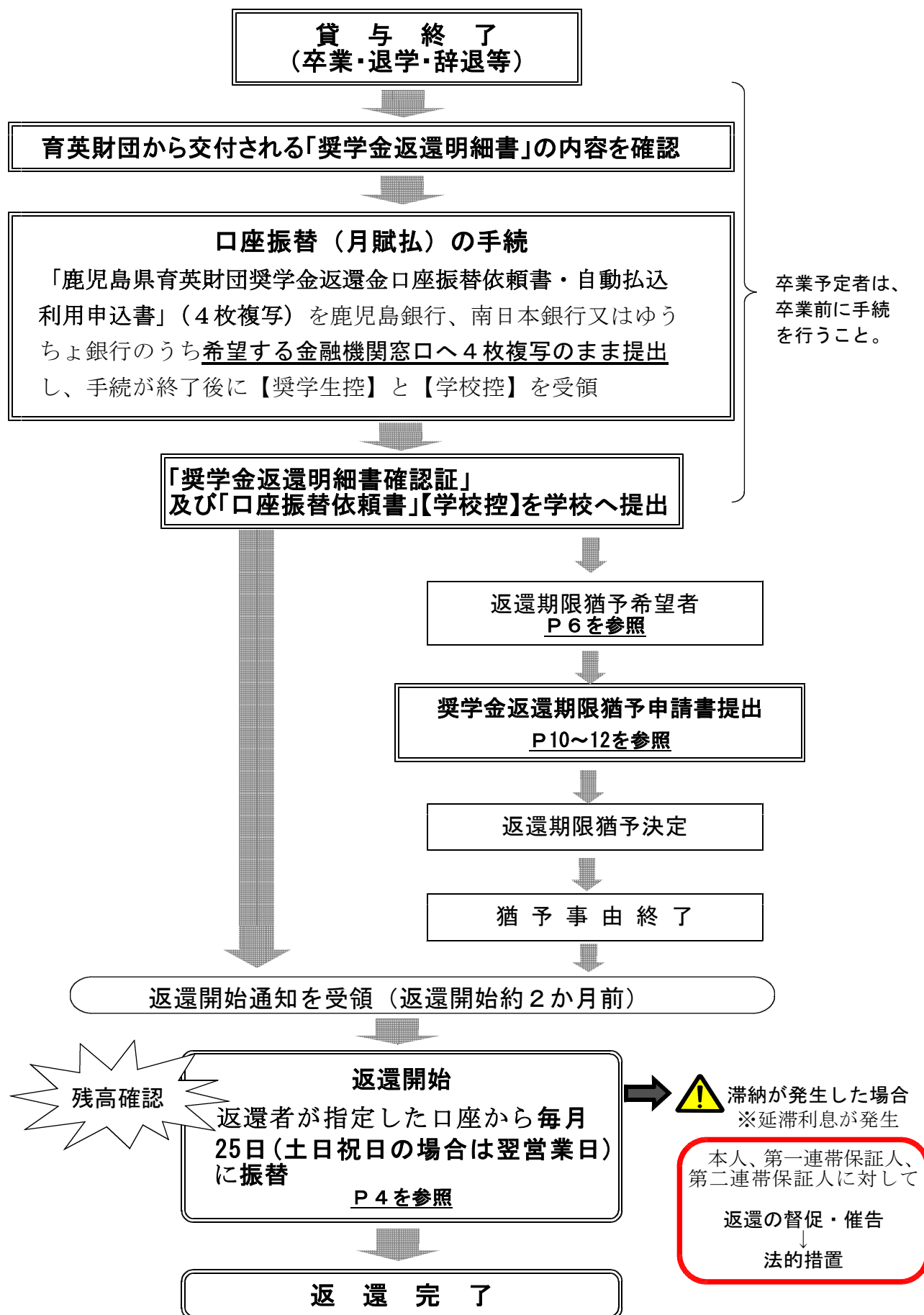
※ 口座振替日の前日までに、振替手数料を含めた額を口座へ入金してください。



- 返還金を滞納した場合は、**延滞利息**が発生します。
届け出た口座の**残高不足に注意**しましょう！
- 返還金の滞納が続いた場合は、本人・第一連帯保証人・第二連帯保証人に対し督促状・催告状の送付、簡易裁判所等へ**支払督促申立、強制執行申立等の法的措置**を行います。

令和7年度には、145件の支払督促申立を行ったほか、9件の強制執行申立（給与などの差押え）を行いました。

【高等学校奨学金：貸与終了後から返還完了までの流れ】



【大学等入学時奨学金：奨学金交付から返還完了までの流れ】

※ 口座振替(月賦払)の手続は、交付前に終了しています。

大学等合格後
奨学金を交付

大学等入学後
・ 在学証明書等の提出
・ 返還期限猶予希望者 (P 6 参照)
「奨学金返還期限猶予申請書」提出
※様式はP 10～12を参照

採用決定・通知

育英財団から交付される「奨学金返還明細書」の内容を確認

「奨学金返還明細書確認証」を育英財団へ提出

※「奨学金返還期限猶予申請書」提出者のみ

返還期限猶予決定

猶 予 事 由 終 了

返還開始通知を受領(返還開始約2か月前)

残高確認

返還開始

返還者が指定した口座から毎月
25日(土日祝日の場合は翌営業日)
に振替

P 4 を参照



滞納が発生した場合
※延滞利息が発生

本人、第一連帯保証人、
第二連帯保証人に対して

返還の督促・催告

法的措置

返 還 完 了

I 奨学金の返還について

1 奨学金返還の方法

奨学金の返還は、原則、口座振替（引落とし）による月賦払となります。

- (1) 返還開始後、**毎月25日**に指定の口座から振替をします。
- (2) 振替日が金融機関の休業日（土日祝日）にあたる場合は、翌営業日に振替をします。
- (3) 振替日には確実に振替ができるよう、前日（振替日が月曜日の場合は前週の金曜日）までに、**月賦額に手数料を上乗せした金額**を入金しておいてください。
- (4) **口座振替ができなかった場合は、翌月の指定日に2か月分（前月振替不能分と当月分）振替をします。その際は2か月分の手数料（11円（又は33円）×2か月分）が必要となります。**

※ なお、口座振替ができなかった場合に、別途、払込票やATM等による直接入金を行っても、(4)による2か月分の振替が行われ、重複入金となる場合がありますので、十分注意してください。

万一、重複入金してしまった場合、原則、繰上返還（返還期間短縮）扱いとなり、返金はいりませんので、あらかじめ御了承ください。

注： 残高不足とならないよう指定日前には必ず残高確認をしてください。

2 月賦返還（口座振替）額

- (1) 月賦返還（口座振替）額は、貸与を受けた奨学金の額により定額となります。「奨学金返還明細書」に記載されていますので、確認してください。
 - (2) 「奨学金返還明細書」に記載されている月賦額以上の返還を希望する場合は、財団へ連絡してください。
- なお、月賦額以上の入金は、原則、繰上返還（返還期間短縮）扱いとなります。

【参 考】

貸与を受けた奨学金の額	月賦額	貸与を受けた奨学金の額	月賦額
100,000円以下	1,700円	1,000,000円を超え1,200,000円以下	7,500円
100,000円を超え200,000円以下	2,500円	1,200,000円を超え1,400,000円以下	8,400円
200,000円を超え300,000円以下	3,400円	1,400,000円を超え1,600,000円以下	9,200円
300,000円を超え500,000円以下	4,200円	1,600,000円を超え2,000,000円以下	10,000円
500,000円を超え700,000円以下	5,000円	2,000,000円を超え2,600,000円以下	10,900円
700,000円を超え800,000円以下	5,900円	2,600,000円を超えるもの	貸与総額の240分の1
800,000円を超え1,000,000円以下	6,700円		

3 利用できる金融機関及び手数料

鹿児島銀行、南日本銀行又はゆうちょ銀行のみ利用可能です。

- (1) 契約手数料は無料です。
- (2) **毎月の振替手数料は自己（返還者）負担となります。**
月賦額に振替手数料を加算した額を、毎月指定した口座から振り替えます。

金融機関名	鹿児島銀行	南日本銀行	ゆうちょ銀行
振替手数料（毎月）	33円	11円	33円

※ 金融機関の改定により手数料が変更になる可能性があります。

4 返還残額通知

奨学金の返還期間中、年に1回(5月末)、返還残額の状況をお知らせする「返還残額通知書」を送付します。

5 返還完了通知

返還が完了した翌月以降に「返還完了通知書」を送付します。

6 返還金納入の督促等

(1) 延滞利息

正当な理由がなく、奨学金を返還すべき期日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年3.0%の割合を乗じた延滞利息が加算されます。

(2) 返還の督促・催告 (文書・電話・訪問)

返還金を滞納した場合には、次のような督促や催告を行います。

① 口座振替不能通知の送付

残高不足等で口座振替ができなかった場合は、本人へ「口座振替不能について(お知らせ)」を送付します。翌月の指定日に2か月分振替(前月振替不能分と当月分)をします。

② 督促状の送付

滞納が発生した場合は、本人、第一・第二連帯保証人へ「督促状」を送付します。指定期日までに滞納額及び延滞利息を支払ってください。

③ 電話督促、訪問督促

滞納者には督促状を送付するほか、財団職員や出身学校の職員等が、本人、第一・第二連帯保証人の自宅や勤務先へ、電話又は訪問による直接督促を行います。

④ 催告状の送付

督促状の送付後も入金がなかった場合は、本人、第一・第二連帯保証人へ「催告状」を送付します。指定期日までに返還残額及び延滞利息の全部を一括返還してください。

※ 督促にもかかわらず、入金がない場合は、分割して返還する権利を失い、全額を一括返還することとなります。

(3) 法的措置 (裁判所への支払督促申立、強制執行申立)

督促や催告にもかかわらず返還に応じない場合は、本人、第一・第二連帯保証人に対し、次のような厳しい措置を行います。

なお、これらの手続に要した費用はあなたの負担になります。

① 支払督促申立

簡易裁判所への支払督促申立を行い、返還期限が到来していない分を含め返還残額全部の一括返還を請求することになります。

② 強制執行申立

上記①の請求にもかかわらず返還がない場合、地方裁判所への強制執行申立を行い、最終的には給与や預貯金等の財産を差し押さえることとなります。

Ⅱ 返還期限猶予について

1 返還期限猶予

次の理由で返還が困難になった場合、申請により返還期限を先送りできる制度です。猶予申請を行わず、返還が開始された場合は、納入済の返還金はお返しできません。

- ア 高等学校、高等専門学校、特別支援学校（高等部）、大学、短期大学、専修学校（高等課程又は専門課程）、大学院に在学しているとき。
- イ 奨学金貸与を辞退した後も在学しているとき。
- ウ 奨学金貸与終了後も卒業期が延びた等、引き続き在学しているとき。
- エ 各種学校等に在籍しているとき。
- オ 傷病等により就労できず返還が困難なとき。
- カ 低収入（年収130万円程度以下）等により返還が困難なとき。
- キ 未就職のとき。
- ク その他やむを得ない事情がある場合（※事前に財団へ相談してください。）

※ 猶予承認後、アからクの条件に該当しなくなった場合は、必ず財団に申し出てください。

2 返還期限猶予の申請

返還期限の猶予を希望する場合は、返還期限の到来する1か月前までに、「奨学金返還期限猶予申請書」（P10参照）を、下表記載の証明書等を添付して、財団へ提出してください。手続きが遅れると猶予が認められなくなり、返還が始まります。

また、返還金の滞納がある場合は、返還期限の猶予は認められません。滞納解消後、手続を行ってください。

※ 添付証明書等一覧

申請の事由	添付証明書等	証明書発行者	猶予期間
高校・大学等在学	在学証明書	在学する学校の長	在学期間中
通信制課程在学			1 年 間 (1年ごとに申請)
各種学校在学			在学期間中
傷 病	医師の診断書等	医 師	1 年 間 (1年ごとに申請)
入学(受験)準備中	1 所得額課税額証明書	市 区 町 村 長	
無 職 無 収 入	2 その事実を明らかに する証明書	その事実を証明 できる第三者	
低 収 入	3 申立書 (P11参照)		
その他やむを得ない 事情	4 調査書 (P12参照)		

注) ・ 添付証明書等は、3か月以内に発行されたものでなければなりません。

- ・ その他必要に応じて上記以外の証明書等を添付していただく場合があります。
- ・ 低収入とは、給与収入で概ね年収130万円程度以下を指します。給与収入以外の場合は、財団へ相談してください。

大学等への進学以外で猶予の理由が続いている場合は、1年ごとに申請する必要があります。

3 返還期限猶予の承認

返還期限猶予承認後、返還期限猶予承認書を送付します。

Ⅲ 返還免除について

1 返還免除

本人が死亡又は心身障害のため返還ができなくなった場合に、本人又は連帯保証人からの申請により、奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる制度です。

2 返還免除の申請

事前に財団へ相談してください。

3 留意点

滞納があるなど、返還状況等により免除できない場合や、内容によっては、返還期限猶予の申請をしていただく場合もあります。

Ⅳ その他の諸届について

貸与規程第14条の規定により、以下の変更が生じた場合には、本人又は連帯保証人が届け出なければなりません。

以下の届出がない場合、財団からの重要な通知が届かなくなり、滞納の原因の一つになりますので、必ず手続きを行ってください。

変更の届出がなされず滞納となった場合は、催告状をもって、分割して返還する権利を失い、返還未済額の全額の返還を求めることもあります。

1 転居・改氏名・転籍・勤務先変更届について

住所・氏名・電話番号・本籍地・勤務先に変更があった場合は、「転居・改氏名・転籍・勤務先変更届」を提出してください。（様式はP 8 参照） ※FAX可

2 連帯保証人変更届について

連帯保証人死亡など、連帯保証人を変更すべき事由が生じた場合は、「連帯保証人変更届」を新連帯保証人の印鑑登録証明書を添付の上、提出してください。（様式はP 9 参照）

3 その他

諸手続等で不明な点がございましたら、財団へ連絡してください。

転居・改氏名・転籍・勤務先変更届

年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

以下のとおり（ 転居・改氏名・転籍・勤務先変更 ）したのでお届けします。

※ 該当するものを○で囲んでください。

届出者氏名（自署）

奨学生番号	第	号	奨学生氏名
(本人・第一連帯保証人・第二連帯保証人) ※今回変更する人を○で囲んでください。			
フリガナ			
氏 名 (改氏名は変更前)			
変更内容			
転 居	フリガナ		
	新 住 所	〒	
	電 話 番 号	() -	携帯電話 () -
改 氏 名	フリガナ		
	新 氏 名		
転 籍	新 本 籍 地	筆 頭 者 氏 名	
勤 務 先	勤 務 先 名		
	勤 務 先 住 所	〒	
	電 話 番 号	() -	
異 動 年 月 日		年 月 日	

通 信 欄

- 1 住所変更、氏名の変更、本籍地の変更、勤務先の変更等があった場合は、必ず届け出てください。
- 2 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

連帯保証人変更届

年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

私は、下記のとおり連帯保証人を変更しますので、お届けします。

また、貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に調査を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

本人（自署）	奨学生番号	第 号	出身学校名	
	現住所	〒()		
	電話番号	() -	携帯電話	() -
	氏名	印		
	勤務先名		職業	
	※今回変更する連帯保証人を○で囲んでください。（第一連帯保証人・第二連帯保証人）			

連帯保証誓約書

年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

私は、上記奨学生が貴財団から貸与を受けた奨学金の返還債務について連帯保証します。

また、貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に調査を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

新連帯保証人（自署）	本籍		筆頭者名	
	現住所	〒()		
	電話番号	() -	携帯電話	() -
	フリガナ			
	氏名	実印 (本人との続柄)		
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日		
	勤務先名		職業	
	勤務先電話番号	() -		

旧連帯保証人氏名 ()

旧連帯保証人住所 [〒 -]

変更の事由 ()

※ 旧連帯保証人氏名、住所、及び変更の事由は、旧連帯保証人本人が自署すること。
ただし、旧連帯保証人が死亡している場合等は、奨学生本人が自署すること。

- (注1) 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑で押印すること。
- (注2) 変更する第一・第二連帯保証人の押印は実印によるものとし、いずれも本誓約書作成の3ヶ月前以降に発行された印鑑登録証明書を添付すること。
- (注3) 第一連帯保証人は、原則として保護者（親権者）とする。ただし、保護者等がいない場合は、兄弟又はこれらの者にかわる者も可とする。
また、第二連帯保証人は、奨学生本人及び第一連帯保証人と別生計の者とする。
- (注4) 上記(注3)に該当する者であっても、以下の者は、新たな連帯保証人としてすることができない。
- ① 保証能力のない者
 - ② 制限行為能力者（未成年者、未成年被後見人、被後見人、被保佐人、被補助人）
 - ③ 過去に破産手続きにより免責決定を受けた者又は現に破産手続中の者（代理人受任中の者を含む）
 - ④ 過去に再生手続きに係る認可決定を受けた者又は現に再生手続中の者（代理人受任中の者を含む）

奨学金返還期限猶予申請書

年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

私は、以下の理由により、奨学金返還期限を猶予してくださるよう別紙証明書等を添えて、申請します。

なお、猶予期間終了後は、規定により返還を開始します。

本人 (自署)	奨学生番号	第	号	出身学校名		
	住所	〒 —				
	電話番号	()	—	携帯電話番号	() —	
	氏名					
連帯保証人 (自署)	住所	〒 —				
	電話番号	()	—	携帯電話番号	() —	
	氏名					

1 猶予申請期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

2 理由

3 添付した証明書等名

添付証明書等

大学等在学中の場合・・・・・・・・・・・・・ 在学証明書
 各種学校等在学中の場合・・・・・・・・・・・・・ 在学証明書
 病気療養等により就労困難の場合・・・・・・・・・・・・・ 医師の診断書
 入学準備中の場合や無職の場合・・・・・・・・・・・・・ 無職無収入証明書等
 県内居住、就業中の3年間（大学等入学時奨学金地方創生枠）・・・・・・・・・・・・・ 就業証明書等

※ 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

申 立 書

年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

本 人 (自 署)	奨学生番号	第	号	出身学校名		
	住 所	〒				
	電話番号	()	—	携帯電話	() —	
	氏 名					
連 帯 保 証 人 (自 署)	住 所	〒				
	電話番号	()	—	携帯電話	() —	
	氏 名					

私は、現在（無職無収入・低所得）であることを申し立てます。
※該当するものを○で囲んでください。

※ 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

※ 様式は変更になる場合があります。最新の様式はホームページで確認するか、育英財団へお問い合わせください。

調 査 書	
申 請 者	[奨学生番号] [氏名]
これまでの返還状況	
今回返還期限猶予申請するに至った理由	
今後の返還についての見込み	
その他特記事項	

※ 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

公益財団法人鹿児島県育英財団

※鉛筆や消せるペン(フリクションペン等)での記入やシャチハタ等での押印は認められません。

連帯保証人変更届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑記入した日

私は、下記のとおり連帯保証人を変更しますので、お届けします。

また、貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に調査を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

本人(自署)	奨学生番号	第 3XXXXXX 号	出身学校名	育英財団高校
	現住所	〒(000 - 0000) 〇〇〇市〇〇町10-1 現在貸与中の場合は在学名		
	電話番号	(099) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	携帯電話	(090) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
	氏名	財 団 太 郎 (財団印)		
	勤務先名	高等学校在学中	職 業	高校生
	※今回変更する連帯保証人を○で囲んでください。((第一連帯保証人) ・ 第二連帯保証人)			

連帯保証誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑記入した日

私は、上記奨学生が貴財団から貸与を受けた奨学金の返還債務について連帯保証します。

また、貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に調査を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

新連帯保証人(自署)	本 籍	〇〇〇市〇〇町10-1	筆頭者名	財 団 美 子
	現住所	〒(000 - 0000) 〇〇〇市〇〇町10-1		
	電話番号	(099) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	携帯電話	(090) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
	フリガナ	ザイダン ヨシコ		
	氏 名	財 団 美 子 (本人との続柄) 母 (財団印)		
	生年月日	大正・昭和・平成 〇 年 〇 月 〇 日		
	勤務先名	〇〇商事株式会社	職 業	会社員
勤務先電話番号	(099) 〇〇〇 - 〇〇〇〇			

旧連帯保証人氏名 (育 英 春 男)

旧連帯保証人住所 (〒 000 - 0000
〇〇〇市〇〇町10-1)

変 更 の 事 由 (旧第一連帯保証人が破産のため)

※ 旧連帯保証人氏名、住所、及び変更の事由は、旧連帯保証人本人が自署すること。
ただし、旧連帯保証人が死亡している場合等は、奨学生本人が自署すること。

(注1) 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑で押印すること。

(注2) 変更する第一・第二連帯保証人の押印は実印によるものとし、いずれも本誓約書作成の3ヶ月前以降に発行された印鑑登録証明書添付すること。

(注3) 第一連帯保証人は、原則として保護者(親権者)とする。ただし、保護者等がない場合は、兄弟又はこれらの者にかわる者も可とする。

また、第二連帯保証人は、奨学生本人及び第一連帯保証人と別生計の者とすること。

(注4) 上記(注3)に該当する者であっても、以下の者は、新たな連帯保証人としてできない。

- ① 保証能力のない者
- ② 制限行為能力者(未成年者、未成年被後見人、被後見人、被保佐人、被補助人)
- ③ 過去に破産手続きにより免責決定を受けた者又は現に破産手続中の者(代理人受任中の者を含む)
- ④ 過去に再生手続きに係る認可決定を受けた者又は現に再生手続中の者(代理人受任中の者を含む)

調 査 書

申 請 者 [奨学生番号] XXXXXXX [氏名] 財 団 太 郎

これまでの返還状況

××ストアに勤務しており、毎月の給与で滞りなく返還していました。

今回返還期限猶予申請するに至った理由

体調を崩したため、令和〇年〇月〇日付けで退職しました。妻も、病気療養中のため、就労することができず無職であり、世帯収入がない状況です。

現在は、3人の子供と高齢の母と共に貯金を崩しながら生活していますが、ぎりぎりの状態です。

今後の返還についての見込み

来年の△月までには再就職したいと思い、体調を整えながら職を探しています。

返還期限猶予が終了した後は、規定に従って必ず返還します。

その他特記事項

公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県育英財団が貸与する学資金（以下「奨学金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校奨学金
- (2) 高等学校再編整備特別奨学金
- (3) 短期大学奨学金
- (4) 大学奨学金
- (5) 産業教育振興奨学金
- (6) 交通遺児等奨学金

(奨学金の貸与を受けることができる者の資格)

第3条 奨学金の貸与を受けることができる者は、鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校奨学生

ア 学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）における修学が困難な者

イ 勉学意欲があつて、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって高等学校及び中等教育学校の後期課程における修学が困難である者

- (2) 高等学校再編整備特別奨学生

別表右欄に掲げる区域内の中学校又は義務教育学校から左欄に掲げる高等学校に進学した者のうち、自宅から当該高等学校に通学することが困難なため、当該高等学校への進学に伴って保護者（原則、親権者又は後見人をいう。以下同じ。）と別居し、かつ、経済的理由によって高等学校における修学が困難である者

- (3) 短期大学奨学生

学力及び人物が特に優れているにもかかわらず、経済的理由によって短期大学又は専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）における修学が困難である者

- (4) 大学奨学生

学力及び人物が特に優れているにもかかわらず、経済的理由によって大学（大学院及び短期大学を除く。以下同じ。）における修学が困難である者

- (5) 産業教育振興奨学生

高等学校の専門に関する学科に在籍した者で、学力及び人物が特に優れているにもかかわらず、経済的理由によって専門的技術等の伸長を図る大学における修学が困難である者

(6) 交通遺児等奨学生

保護者が道路等における交通事故で死亡，負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった家庭の子等で，学力及び人物が優れているにもかかわらず，経済的理由によって高等学校等並びに，大学，短期大学及び専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）における修学が困難である者

（貸与の期間及び金額）

第4条 奨学金を貸与する期間は，貸与を決定した月から，貸与を受けている者が在学する学校の正規の修学期間を終了する月までとする。

2 前項の期間中貸与する奨学金の月額，前条各号の資格に応じ，奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）について，次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表右欄に掲げる額とする。

区		分		貸 与 月 額	
高 等 学 校 奨 学 生		国 公 立	自 宅 通 学	18,000円	
			自 宅 外 通 学	23,000円	
		私 立	自 宅 通 学	30,000円	
			自 宅 外 通 学	35,000円	
高等学校再編整備特別奨学生		公 立	自 宅 外 通 学	23,000円	
短 期 大 学 奨 学 生		国 公 立	自 宅 通 学	45,000円	
			自 宅 外 通 学	51,000円	
		私 立	自 宅 通 学	53,000円	
			自 宅 外 通 学	60,000円	
大 学 奨 学 生		国 公 立	自 宅 通 学	45,000円	
			自 宅 外 通 学	51,000円	
		私 立	自 宅 通 学	54,000円	
			自 宅 外 通 学	64,000円	
産 業 教 育 振 興 奨 学 生		国 公 立	自 宅 通 学	45,000円	
			自 宅 外 通 学	51,000円	
		私 立	自 宅 通 学	54,000円	
			自 宅 外 通 学	64,000円	
交通遺児等奨学生	高 等 学 校 等	国 公 立		24,000円	
		私 立		36,000円	
	大 学 等	国 公 立		51,000円	
		私 立		64,000円	

3 前項の表に掲げる「自宅外通学」の適用を受ける者の範囲については別に理事長が定める。

4 第2項の奨学金は，無利息とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

（申請の手続）

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は，奨学金貸与申請書に，次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 奨学生推薦書

(2) 所得額課税額証明書

- 2 申請に当たっては、次の表の左欄に掲げる者にあつては、右欄に掲げる者を經由しなければならない。

左 欄	右 欄
高等学校等の入学希望者又は進級予定者で入学又は進級後に貸与を受けようとする者	在学する、又は卒業した、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の中等部（以下「中学校等」という。）の長（ただし、県内の市町村立の中学校等においては、さらに、管轄する市町村教育委員会の教育長を經由するものとする。）
大学等の入学希望者で入学後貸与を受けようとする者	在学する、又は卒業した高等学校等の長
高等学校等に在学中の者で貸与を受けようとする者	在学する高等学校等の長
大学等に在学中の者で交通遺児等奨学金の貸与を受けようとする者	在学する大学等の長

（貸与予約者）

第6条 公益財団法人鹿児島県育英財団理事長（以下「理事長」という。）は、前条の申請書を提出した者（高等学校等及び大学等に在学中の者で貸与を受けようとする者を除く。）の中から専門委員をもって組織する委員会（以下「選考委員会」という。）に諮って、貸与予約者を決定し、入学又は進級前に、それぞれ前条第2項の表の右欄に掲げる者を經由して貸与予約者に通知する。

- 2 選考委員会の組織等については、公益財団法人鹿児島県育英財団奨学生等選考委員会規程の定めるところによる。

（奨学生の採用）

第7条 奨学生の採用は、選考委員会に諮って、理事長が決定する。ただし、前条に規定する貸与予約者を奨学生として採用する場合は、在学証明書等入学を証明する書類の提出を確認の上、これを決定する。

- 2 奨学生の採用を決定したときは、在学する、高等学校等又は大学等（以下「学校」という。）の長を經由して奨学生に通知する。

（誓約書・奨学金借用証書）

第8条 前条の採用決定者については、公益財団法人鹿児島県育英財団の定める誓約書・奨学金借用証書を、在学する学校の長を経て理事長に提出しなければならない。

- 2 前項書類を公益財団法人鹿児島県育英財団が指定する期日までに提出しなかった場合は、採用を取り消すものとする。

（奨学金の交付）

第9条 奨学金の交付については、前条の提出書類を確認の上、これを決定する。

- 2 奨学金は、理事長が指定する金融機関に設けた奨学生名義の預金口座に振り込む方法により交付する。ただし、特に必要があると認めたときは、在学する学校の長を經由し

て奨学生に交付することができる。

3 交付する時期については、別に定める。

(在学及び進級状況の確認)

第10条 奨学生は、毎学年度、在学する学校の長を通じて、在学及び進級状況の確認を受けなければならない。

(貸与の休止、取消し又は復活)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、在学する学校の長の意見を徴して、奨学金の貸与を休止する。

- (1) 休学したとき。
- (2) 転学（転出）又は転籍したとき。
- (3) 3か月以上欠席し、又は欠席するとき（病気その他やむを得ない事由により欠席し、当該欠席によっても卒業期に影響するおそれがなく、在学する学校の長が成業の見込みがあると認める場合を除く。）。
- (4) 停学したとき。
- (5) 原級留置又は留学（特別な事情があると理事長が認める場合を除く。）
- (6) 休止の申出があったとき。
- (7) 奨学生として適当でない事実があったとき。

2 奨学金の貸与を休止する期間は、その事実が発生した日の翌月（月の初日に事実が発生したものはその月）から、終了したと確認できた日の属する月までとする。

3 奨学金の貸与を休止された者がその事由に該当しなくなった場合又は転学（転入）若しくは転籍が認められた場合は、奨学金の貸与を復活することができる。

4 奨学生が転学又は転籍した後に、引き続き奨学金の貸与を受けようとする場合は、転学奨学金継続願を転出する学校の長及び転入した学校の長を経て理事長に提出しなければならない。

5 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、在学する学校の長の意見を徴して、奨学金の貸与を取り消す。

- (1) 第3条に該当しなくなったとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (4) 卒業の見込みがないとき。
- (5) 奨学金の貸与を辞退したとき。
- (6) 第4条第1項に規定する期間満了前に卒業したとき。
- (7) 奨学生が死亡したとき。
- (8) 奨学金の貸与を取り消す必要があると理事長が認めたとき。

(異動事項の届出)

第12条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、その都度、異動届により、在学する学校の長を経て、速やかに理事長に届け出なければならない。ただし、奨学生が病気その他やむを得ない理由により届け出ることができないときは、第一連帯保証人及び第二連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）が届け出なければならない。

- (1) 通学区分を変更するとき。
 - (2) 連帯保証人を変更するとき。
 - (3) 奨学生及び連帯保証人の氏名、住所及びその他重要な事項について変更があったとき。
 - (4) 前条第1項により、奨学金の貸与を休止するとき。
 - (5) 前条第3項により、奨学金の貸与を復活するとき。
 - (6) 前条第5項により、奨学金の貸与を取り消すとき。
- 2 前項の場合において、やむを得ない事情により、奨学生及び連帯保証人が届け出ることができないときは、在学する学校の長が代わって届出を行うことができるものとする。

第3章 奨学金の返還及び返還猶予

(奨学金の返還)

第13条 奨学金の貸与を受けた者は、卒業した日、奨学金の貸与期間が満了した日又は奨学金の貸与を取り消された日から6か月を経過した後、貸与を受けた奨学金を原則月賦で返還しなければならない。

なお、理事長が特に認めた場合は、半年賦での返還を認める。

また、奨学金はいつでも繰上返還できるものとする。この場合において、繰上返還した額は、その返還期日が最終の月賦の額(半年賦の額)に順次充当する。

- 2 前項に規定する月賦及び半年賦の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表中欄及び右欄に掲げる額とする。

奨 学 金 の 貸 与 額		月 賦 の 額	半 年 賦 の 額
100,000円以下		1,700円	10,000円
100,000円を超え	200,000円以下	2,500円	15,000円
200,000円を超え	300,000円以下	3,400円	20,000円
300,000円を超え	500,000円以下	4,200円	25,000円
500,000円を超え	700,000円以下	5,000円	30,000円
700,000円を超え	800,000円以下	5,900円	35,000円
800,000円を超え	1,000,000円以下	6,700円	40,000円
1,000,000円を超え	1,200,000円以下	7,500円	45,000円
1,200,000円を超え	1,400,000円以下	8,400円	50,000円
1,400,000円を超え	1,600,000円以下	9,200円	55,000円
1,600,000円を超え	2,000,000円以下	10,000円	60,000円
2,000,000円を超え	2,600,000円以下	10,900円	65,000円
2,600,000円を超えるもの		貸与額の240分の1	貸与額の40分の1

- 3 第1項の規定により奨学金を返還しようとするときは、月賦の場合は、毎月25日（その日が金融機関の休業日の場合は、当該休業日後の最初の営業日）に奨学金の貸与を受けた者が指定する預貯金口座振替の方法によるものとし、半年賦の場合は、理事長が発行する

返還通知書により、毎年6月30日及び12月31日までに、理事長が指定する預貯金口座に納入するものとする。ただし、特別な事情があるときは、直接理事長が指定する預貯金口座へ送金すること又は理事長が指定するコンビニエンスストアから納入することができる。

- 4 口座振替又はコンビニエンスストアによる納付の振込事務手数料は、奨学金の貸与を受けた者の負担とする。
- 5 奨学金の貸与を受けた者又はその連帯保証人（以下「借用人等」という。）が奨学金の返還を延滞したときは、催告をもって第1項の期限の利益を喪失させ、直ちに返還未済額の全額を請求することができる。
- 6 前項において、借用人等が住所変更の届出を怠る、又は理事長からの催告を受領しないなど、借用人等の責めに帰すべき事由により、理事長の催告が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなし、期限の利益が失われたものとする。

（借用人等の届出）

第14条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。ただし、奨学金の貸与を受けた者が届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出なければならない。

- (1) 連帯保証人を変更するとき。
- (2) 借用人等の氏名、勤務先、住所その他借用証書等記載の事項に変更があったとき。

（返還期限の猶予）

第15条 第13条に規定する奨学金の返還の債務（履行期の到来していないものに限る。次条において同じ。）の履行を猶予することができる場合は、次のとおりとする。ただし、特別な事情があると理事長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 在学中に、貸与期間が満了した場合、又は貸与を取り消された場合は、6か月経過したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
- (2) 退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に、他の学校等へ入学した場合も同様の期間
- (3) 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
- (4) 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合1年以内。ただし、その事情が継続している場合は、更に相当の期間

- 2 前項による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、奨学金返還期限猶予申請書に猶予の理由を証する資料を添えて理事長に提出しなければならない。

（返還の免除）

第16条 奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失したとき。
- (3) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有することとなったとき。

- 2 前項に規定する免除を受けようとする者（本人死亡の場合は連帯保証人）は、奨学金返還免除願を理事長に提出しなければならない。

（延滞利息）

第17条 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき額に返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年3.0パーセントの割合を乗じて試算した金額に相当する延滞利息を支払わなければならない。

（学校の協力）

第18条 理事長は、奨学生の在学する、又は在学していた学校の長に奨学金に関する業務の協力を求めることができる。

（実施細目）

第19条 この規程の実施について必要な事項及び様式については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和43年5月2日から施行する。
- 2 鹿児島県育英奨学資金貸与条例（昭和36年条例第23号）並びに養護施設及び生活保護世帯の児童に対する修学資金貸与条例（昭和37年条例第41号）に基づき、貸費生又は奨学生となっている者は、本財団の奨学資金貸与規程により採用された奨学生とみなし、昭和43年4月分から、奨学金を貸与するものとする。

附 則（昭和60年3月改正）

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月改正）

- 1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第2条、第3条、第4条第2項及び第3項並びに第16条第2項の規定は、昭和61年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、昭和61年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（昭和62年3月改正）

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、昭和62年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、昭和62年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（昭和63年3月改正）

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第2条、第3条、第4条第2項の規定は、昭和63年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、昭和63年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成元年3月改正）

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成元年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成元年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成3年3月改正）

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成3年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成3年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成4年3月改正）

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度に短期大学奨学生の採用を決定する場合における改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程の適用については、第5条第2項の表中「短期大学の入学希望者で入学後貸与を受けようとする者 | 高等学校長」とあるのは、「平成4年度に短期大学に入学した者で貸与を受けようとする者 | 在学する学校の長」と、第6条第1項中「高等学校等」とあるのは「高等学校等又は短期大学」とする。

附 則（平成5年3月改正）

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度に産業教育振興奨学生の採用を決定する場合における改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程の適用については、第5条第2項の表中「大学の入学希望者で入学後貸与を受けようとする者 | 高等学校長」とあるのは、「平成5年度に大学に入学した者で産業教育振興奨学金の貸与を受けようとする者 | 在学する学校の長」と、第6条第1項中「高等学校等」とあるのは「高等学校又は大学」とする。
- 3 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成5年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成5年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成7年3月改正）

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成7年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成7年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成9年3月改正）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成9年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成9年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成10年3月改正）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年10月改正）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第16条の規定は、平成11年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成11年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成11年3月改正）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成11年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成11年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成12年3月改正）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成12年10月1日から適用する。

附 則（平成13年3月改正）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成13年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成13年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成14年3月改正）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第2条、第3条及び第4条第2項並びに第3項の規定は、平成14年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成14年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成15年3月改正）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成15年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成15年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成16年3月改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月改正）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成17年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成17年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月改正）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第3条の規定は、平成19年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成19年3月31日以前に奨学生として採

用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成20年 1 月改正）

この規程は、平成20年 1 月17日から施行する。

附 則（平成20年 3 月改正）

1 この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程の規定にかかわらず、平成20年 3 月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成20年 8 月改正）

この規程は、平成20年 8 月29日から施行する。

附 則（平成21年 3 月改正）

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 4 月改正）

この規程は、公益財団法人鹿児島県育英財団の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成26年 4 月改正）

1 この規程は、平成26年 4 月1日から施行する。

2 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第 2 条第 1 号、第 3 条第 1 号及び第 4 条第 2 項の規定は、平成26年 4 月 1 日以降の奨学生として採用された者について適用し、平成26年 3 月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

3 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第14条第 3 項の規定は、平成26年 4 月 1 日以降に奨学金の返還を開始しようとする者について適用し、平成26年 3 月31日以前に奨学金の返還を開始している者については、なお従前の例により返還することができる。

4 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第17条の規定は、平成26年 4 月 1 日以降に奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときについて適用し、平成26年 3 月31日以前に奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年 4 月改正）

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 4 月改正）

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 4 月改正）

1 この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団貸与規程は、平成31年 4 月 1 日以降の奨学生として採用された者について適用し、平成31年 3 月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年10月改正）

この規程は、平成30年11月 1 日から施行する。

附 則（平成31年4月改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月改正）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規定第17条の規定は、令和3年4月1日以後の期間に対応する延滞利息の額の計算について適用し、令和3年3月31日以前の期間に対応する延滞利息の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月改正）

この規程は、令和7年2月26日から施行する。

別表（第3条関係）

左 欄	右 欄
鹿児島県立川薩清修館高等学校 鹿児島県立薩摩中央高等学校 鹿児島県立鶴翔高等学校	薩摩川内市（里中及び海星中を除く。）、さつま町、出水市、阿久根市及び長島（獅子島中を除く。）の区域内にある中学校
鹿児島県立霧島高等学校	伊佐市、霧島市、始良市及び湧水町の区域内にある中学校並びに吉田北中、吉田南中、祁答院中及び輝北中
鹿児島県立曾於高等学校	曾於市、志布志市、鹿屋市、垂水市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町の区域内にある中学校
鹿児島県立種子島高等学校 鹿児島県立種子島中央高等学校	西之表市、中種子町、南種子町及び屋久島町（金岳中を除く。）の区域内にある中学校
鹿児島県立徳之島高等学校	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町（与路中及び池地中を除く。）、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町の区域内にある中学校

公益財団法人鹿児島県育英財団大学等入学時奨学金貸与規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県育英財団が貸与する大学、短期大学、専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）入学のための学資金（以下「奨学金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の貸与を受けることができる者の資格)

第2条 奨学金の貸与を受けることができる者は、国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる大学等への進学意識が高いにもかかわらず、経済的理由により進学が困難である者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 鹿児島県内の高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、専修学校（高等課程に限る。）及び高等専門学校（第1学年から3学年まで）（以下「高等学校等」という。）に在学する、又は卒業した者
- (2) 鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で鹿児島県外の高等学校等に在学する、又は卒業した者
- (3) 鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、高等学校卒業程度認定試験に合格している、又は受験予定の者

(貸与額)

第3条 奨学金の額は別に定める上限額の範囲内で、入学時に必要な入学金及び授業料（以下「入学金等」という。）の額とし、一括で貸与する。

ただし、国の「高等教育の修学支援新制度」の減免対象となることが見込まれる者には、大学等が入学金等について減免する額を減額して貸与する。

なお、年間授業料について、前期、後期など年2回に分けて納入可能な場合は、前期授業料、第1期から第4期など年4回に分けて納入可能な場合は、第1期授業料を貸与することとし、大学等が分割納入を認めていない場合（全期分を一括納入）は、半期分を上限として貸与する。

2 前項の奨学金は、無利息とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(申請の手続)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、大学等入学時奨学金貸与申請書に、申請者本人及びその生計維持者（父及び母又はこれに代わって家計を支えている者）の所得額課税額証明書を添えて申請しなければならない。

2 申請に当たっては、在学する、又は卒業した高等学校等の長を経由しなければならない。

ただし、高等学校卒業程度認定試験に合格している、又は受験予定の者については、この限りでない（以下高等学校等の長を経由する場合の取扱いは、この規定を準用する。）。

（採用候補者）

第5条 公益財団法人鹿児島県育英財団理事長（以下「理事長」という。）は、前条の申請書を提出した者の中から、専門委員をもって組織する委員会（以下「選考委員会」という。）に諮って、採用候補者を認定し、在学する、又は卒業した高等学校等の長を経由して本人に通知する。

2 選考委員会の組織等については、公益財団法人鹿児島県育英財団奨学生等選考委員会規程の定めるところによる。

（誓約書・奨学金借用証書）

第6条 採用候補者は、理事長が定める日までに、交付を受ける奨学金の全額について、第一連帯保証人、第二連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）及び本人が未成年の場合は保護者（原則、親権者又は後見人とする。）と連署の上、誓約書・奨学金借用証書を、在学する、又は卒業した高等学校等の長を経由して、理事長に提出しなければならない。

（奨学金の交付）

第7条 奨学金の交付を受けようとするときは、大学等に合格したことを証明する書類及び大学等への入学金等納付予定額が確認できる書類を、在学する、又は卒業した高等学校等の長を経由して、理事長へ提出しなければならない。

2 奨学金は、理事長が指定する金融機関に設けた採用候補者名義の預金口座に振り込む方法により交付する。

3 交付する時期については、別に定める。

（奨学生の採用決定）

第8条 奨学金の交付を受けた者で、理事長が定める日までに大学等への入学を証明する書類を提出した者で、国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる大学等に入学した者について奨学生として決定し、本人へ通知する。

（採用候補者の取消し）

第9条 第6条及び第8条の書類を理事長が定める日までに提出しなかった者、採用候補となった奨学金の対象校種以外に入学した者、国の「高等教育の修学支援新制度」の対象外となる大学等に入学した者及び大学等を退学した者は、採用候補の認定を取り消す。

第3章 奨学金の返還及び返還猶予

（奨学金の返還）

第10条 奨学生は、大学等に入学した日から6か月経過した後、貸与を受けた奨学金を原則月賦で返還しなければならない。

なお、奨学金はいつでも繰上返還できるものとする。この場合において、繰上返還した額は、その返還期日が最終の月賦の額に順次充当する。

- 2 前項に規定する月賦の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表右欄に掲げる額とする。

奨学金の貸与額	月賦の額
100,000円以下	1,700円
100,000円を超え 200,000円以下	2,500円
200,000円を超え 300,000円以下	3,400円
300,000円を超え 500,000円以下	4,200円
500,000円を超えるもの	5,000円

- 3 奨学金の交付を受けた者で、奨学生として採用決定されなかった者は、速やかに一括で返還しなければならない。
- 4 第1項に規定する奨学金の返還は、毎月25日（その日が金融機関の休業日の場合は、当該休業日後の最初の営業日）に奨学生が指定する預貯金口座振替の方法によるものとする。ただし、特別な事情があるときは、直接理事長が指定する預貯金口座へ送金すること又は理事長が指定するコンビニエンスストアから納入することができる。
- 5 口座振替又はコンビニエンスストアによる納付の振込事務手数料は、奨学生の負担とする。
- 6 奨学生又は連帯保証人（以下「借用人等」という。）が奨学金の返還を延滞したときは、催告をもって第1項の期限の利益を喪失させ、直ちに返還未済額の全額を請求することができる。
- 7 前項において、借用人等が住所変更の届出を怠る、又は理事長からの催告を受領しないなど、借用人等の責めに帰すべき事由により、理事長の催告が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなし、期限の利益が失われたものとする。

（借用人等の届出）

第11条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。ただし、奨学生が届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出なければならない。

- (1) 大学等を退学したとき。
- (2) 連帯保証人を変更するとき。
- (3) 借用人等の氏名、勤務先、住所その他借用証書等記載の事項に変更があったとき。

（返還期限の猶予）

第12条 第10条に規定する奨学金の返還の債務（履行期の到来していないものに限る。次条において同じ。）の履行を猶予することができる場合は、次のとおりとする。ただし、特別な事情があると理事長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 大学等入学後6か月経過したときから、大学等を退学又は卒業後6か月までの期間更に、大学等を退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開

始時から、他の学校等を退学又は卒業後 6 か月までの期間

(2) 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後 6 か月までの期間

(3) 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合 1 年以内。ただし、その事情が継続している場合は、更に相当の期間

2 前項による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、奨学金返還期限猶予申請書に猶予の理由を証する資料を添えて理事長に提出しなければならない。

(返還の免除)

第13条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失したとき。

(3) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有することとなったとき。

2 前項に規定する免除を受けようとする者（本人死亡の場合は連帯保証人）は、奨学金返還免除願を理事長に提出しなければならない。

(延滞利息)

第14条 奨学生は、正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき額に返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年3.0パーセントの割合を乗じて試算した金額に相当する延滞利息を支払わなければならない。

(学校の協力)

第15条 理事長は、奨学金の交付を受けた者が在学する、又は在学していた高等学校等の長に奨学金に関する業務の協力を求めることができる。

(実施細目)

第16条 この規程の実施について必要な事項及び様式については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月 9 日から施行する。

附 則（平成29年 4 月改正）

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年10月改正）

この規程は、平成30年11月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 2 月改正）

この規程は、平成31年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月改正）

この規程は、令和元年 6 月21日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月改正）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団大学等入学時奨学金貸与規程は、令和2年度大学等入学時奨学金（令和元年度選考）以降の奨学生として採用された者について適用し、平成31年度大学等入学時奨学金（平成30年度選考）以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月改正）

この規程は、令和2年4月6日から施行する。

附 則（令和3年4月改正）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規定第15条の規定は、令和3年4月1日以後の期間に対応する延滞利息の額の計算について適用し、令和3年3月31日以前の期間に対応する延滞利息の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月改正）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団大学等入学時奨学金貸与規程は、令和8年度大学等入学時奨学金（令和7年度選考）以降の奨学生として採用された者について適用し、令和7年度大学等入学時奨学金（令和6年度選考）以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

※ 質問や疑問などがありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号(県庁17階)

公益財団法人鹿児島県育英財団

電話 099-286-5244(直通)

FAX 099-286-5229

ホームページURL: <http://www.kagoshima-ikuei.jp>

鹿児島県育英財団

検索

※口座振替日や各種手続等、返還に関する情報も掲載しています。